

# 太陽の国のこれまでの見直しの状況・新たな課題等

【参考資料1】

平成28年6月10日現在

区分	施設名	施設の種別	定員		あり方見直し(H17.3.30)	これまでの見直しの状況	社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題等	備考	
			H15	H28					
指定管理施設	ひばり寮	障害者支援施設 (旧身体障害者更生施設)	100	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>県全体を対象とした総合的なりハビリテーションの拠点として位置づけ、県立施設として運営する。</li> <li>利用者の地域生活への移行を進めて、既存の利用定員を段階的に縮小する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者が重度化しており、車いす等の利用を考慮すると現在の施設では、施設の狭隘化が顕著になっているとともに、施設の老朽化が激しく、計画的に建替え等を検討する必要がある。</li> </ul>		
	けやき荘	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	100					
	かしわ荘	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	100					
	かえで荘	障害者支援施設 (旧知的障害者更生施設)	100	100					
	太陽の国病院	外来：7診療科 病床数：21床（一般）	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障がい、自閉症等を併せ持ち医療的なケアを必要とするなど、処遇困難な者が多いため、当面は引き続き県立施設として運営する。</li> <li>利用者の地域生活への移行を進めて、既存の利用定員を段階的に縮小する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H18年度から太陽の国施設（障がい者支援4施設、病院、共通施設）を一括して公募・指定している。 【H18～指定管理：社会福祉事業団】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者（医師・薬剤師・診療放射線技師等）の確保が困難な状況にある。</li> <li>施設での看取りの推奨などにより、入院稼働率が下がり、収支が悪化しており、診療体制の見直しを行う必要がある。</li> </ul>		
	厚生センター	宿泊施設・研修施設	—	—					
	勤労身体障がい者体育館	体育館	—	—					
中央公園	公園	—	—						
管理センター	太陽の国事務局施設	—	—						
給食センター	太陽の国の食事提供業務	—	—						
委託管理施設	洗濯センター	太陽の国の洗濯業務	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>中・長期的に規模を縮小するとともに、老朽化等により施設の改築を行う場合は、他地域への移転も含めて検討し、各施設が独立して運営できるよう整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独ボイラー及び合併浄化槽設置により、施設として独立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が老朽化しており、耐震化工事等必要な修繕を計画的に行う必要がある。</li> <li>委託化した場合と両センターを継続した場合の効率性を再度検証する必要がある。</li> </ul>		
	終末処理場	汚水処理施設	—	—					
	エネルギーセンター	熱エネルギー供給施設	—	—					
	白樺寮	職員寮	—	—					
									<ul style="list-style-type: none"> <li>浪江ひまわり荘の仮設施設や県社会福祉事業団に移譲した施設が接続されている。</li> <li>廃止計画を策定する必要があるが、浪江ひまわり荘の今後のあり方を検討する必要がある。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設単独ボイラー設置が完了したため、廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管等が残っており、老朽化している。</li> </ul>				
						<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉人材不足の中で福利厚生の実が求められていることから、今後も職員寮は必要であると思われるが、太陽の国の施設の一部を県社会福祉事業団に移譲していることから、その管理方法等について検討する必要がある。</li> </ul>		